

住民税の申告に必要なもの

- ①特別区民税・都民税申告書
- ②本人確認及び個人番号確認に必要な書類 ※郵送の場合、コピー可
 【個人番号確認】次のいずれか1点（個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し、通知カード）
 【本人確認】1点で確認可能なもの（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、旅券、障害者手帳、在留カードなど）
 2点で確認可能なもの（学生証、公共料金領収証、戸籍謄本、氏名等印字済の申告書、社員証など）
 3点で確認可能なもの（通帳、キャッシュカード、クレジットカード、シルバーパスなど）
- ③収入に関する書類 ※源泉徴収票や支払調書など
- ④控除に関する書類 ※証明書や認定書など。詳しくはP.4をご確認ください。収入のなかった方は必要ありません。
 【添付書類について】

必ず「添付書類台紙」（緑色）に貼って提出してください。

※医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」（「添付書類台紙」裏面）又は「医療費通知」を添付してください。令和3年度より医療費の領収書では医療費控除は適用できないため、領収書は添付不要です。「医療費控除の明細書」に係る領収書は、後日提示をお願いする場合がありますので5年間保管してください。「医療費通知」とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②医療を受けた年月 ③医療を受けた者 ④医療を受けた病院・薬局などの名称
 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者等の名前

住民税の申告書の提出方法

添付書類と一緒に、同封の返信用封筒で区役所課税課までご郵送ください（電子申告には対応しておりません）。申告書の提出は、最寄りの各総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター（※）でも受け付けています。課税課以外の窓口での受付は、令和6年3月15日（金）までです。なお、ご相談がある場合は、課税課（下記「問い合わせ先」）までご連絡ください。

※以下のまちづくりセンターに関しては、併設の出張所または、くみん窓口へご提出ください。

太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山

例年、申告時期は窓口が大変混み合います。ご質問等がある場合は電話をご利用いただき、郵送でご提出ください。なお、窓口にお越しいただく場合は、令和6年2月15日から3月15日までに限り、窓口予約をご利用いただけます。詳細は、世田谷区ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

世田谷区役所 課税課 〒154-8554 世田谷区世田谷4-21-27

お住まいの地域	池尻（1～3丁目、4丁目1～32番）、上馬、経堂、駒沢（1～2丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（4丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢（3～5丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀
担当係 電話番号	課税第1係 TEL 03 (5432) 2169	課税第2係 TEL 03 (5432) 2174	課税第3係 TEL 03 (5432) 2184
世田谷区役所 課税課 FAX 03 (5432) 3037			

確定申告について

- 所得税の確定申告については、国税庁ホームページをご覧ください。
 《国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>》
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。また、確定申告に関する質問は、AIチャットボットの『ふたば』にご相談ください。
 - 申告書作成会場のご案内
 - ・会場：ベルサール渋谷ファースト
 - ・所在地：渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階 ※会場に駐車場及び駐輪場はありません。
 - ・開設期間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金） ※土、日及び祝日を除く。ただし、2月25日（日）は開場
 - ・時間：受付は午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時15分）
- ※混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
 入場整理券の配付方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

税務署 所在地 電話番号	世田谷税務署 〒154-8523 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎 3階・4階 TEL 03 (6758) 6900	北沢税務署 〒156-8555 世田谷区松原6-13-10 TEL 03 (3322) 3271	玉川税務署 〒158-8601 世田谷区玉川2-1-7 TEL 03 (3700) 4131
管轄地域	池尻、上馬、上祖師谷、喜多見、砧、駒沢1～2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、成城、世田谷、祖師谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、若林	赤堤、梅丘、大原、粕谷、上北沢、北烏山、北沢、給田、経堂、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、千歳台、八幡山、羽根木、船橋、松原、南烏山、宮坂	宇奈根、大蔵、岡本、奥沢、尾山台、鎌田、上野毛、上用賀、砧公園、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀